

2022年12月

Contents

- I. 【インド】デジタル個人情報保護法案の草稿
- II. 【メキシコ】メキシコの Fintech法
- III. 【タイ】欠陥製品責任法案の承認

I.【インド】デジタル個人情報保護法案の草稿

1. インドにおける個人情報保護法の立法に関するこれまでの経緯

現状、インドの個人情報保護規制としては、2000年情報技術法(Information Technology Act, 2000)(以下「IT法」という。)という、本来はIT分野全般の規制を目的とする法令上の部分的な規定による限定的な内容の規制しかない。そのため、インドでは、個人情報の保護自体を全面的な目的とする新たな規制法令の制定が検討されてきた。

2017年7月には、個人情報保護に関する課題および関連法令の整備について検討する専門家委員会が設置され、同委員会は、2018年7月、「A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians」と題する報告書を公表し、また、2018年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2018)(草稿)を策定し、インド政府に提出した。この段階では草稿に過ぎなかったが、その後、2019年個人情報保護法案(Personal Data Protection Bill, 2019)(以下「2019年法案」という。)が、正式な法案として2019年12月11日にインド下院(ロク・サバ)に提出された。

2019年法案は、インド国民議会の両院で組織される委員会(Joint Parliamentary Committee)(以下「両院委員会」という。)において審議され、2021年12月16日、両院委員会による報告書が両院に提出された。同報告書は、2019年法案について12の提言と81の修正を提案しており、その中には個人情報のみならず非個人情報も同法による規制対象とするなど、法案の性質や規制対象自体を大きく変更するような内容も含まれるものであった。

その後、インド政府は、2022年8月3日、2019年法案を取り下げた。インド政府は、両院委員会の報告書の内容も踏まえ、包括的な法令の枠組みの見直しを行うとしていたが、2022年11月18日、電子情報技術省(Ministry of Electronics and Information Technology)は、デジタル個人情報保護法案(Digital Personal Data Protection Bill, 2022)の草稿(以下「2022年法案草稿」という。)を公開した。同省は、現在、2022年12月17日を期限として一般からの意見提出を受け付けている。

2. デジタル個人情報保護法案(草稿)の概要

2022 年法案草稿の一見して目を引く特徴として、全条文が 30 条となっており、これまでの 2018 年個人情報保護法案(草稿)の 112 条、2019 年法案の 98 条と比べて、大幅に減少している。

法案の名称に「デジタル」が付加されたことから明らかとなっており、2022 年法案草稿は、①オンラインで収集された個人情報や②オフラインで収集され、それがデジタル化された個人情報の取扱いのみを適用対象とするものとされている。また、2021 年 12 月の両院委員会による報告書において提言されていた非個人情報も同法による規制対象とする修正も採用されていない。

2017 年の専門家委員会の設置から既に 5 年が経過しているものの、法案成立の見通しが立っていないことから、法案の内容を簡素化し、適用対象を絞って、速やかな立法を優先させようとするものではないかと推測される。なお、2022 年法案草稿が法律として成立する場合、現行規制の根拠規定である IT 法 43A 条は削除されることが想定されている。

以下では、2022 年法案草稿の、特に重要と思われる内容について概説する。

(1) 適用範囲

上述のとおり、2022 年法案草稿は、①オンラインで収集された個人情報や②オフラインで収集され、それがデジタル化された個人情報の取扱いのみを適用対象とするものとされている(4 条 1 項)。

2022 年法案草稿については、いわゆる域外適用が想定されており、インド国外におけるデジタル個人情報の取扱いであっても、当該取扱いがインド国内における情報主体(data principal)のプロファイリング、情報主体への製品・サービスの提供行為に関するものであれば、適用があるとされていることに注意が必要である。なお、「プロファイリング」とは、情報主体の行動、属性、関心にかかる要素を分析・推測するような個人情報の取扱いをいうとされている。

一方で、データ処理がデジタルで自動化されていない個人情報の取扱い、オフラインの個人情報、私的のための個人による個人情報の取扱い、100 年以上存在する記録に含まれる個人情報については、明示的に 2022 年法案草稿の適用対象外であるとされている。

(2) 個人情報の分類

従前の法案においては、センシティブ個人情報、重大個人情報といった定義・カテゴリーを設けて個人情報を分類し、個人情報の内容の性質等に応じて異なる規制を設定することを想定していたが、2022 年法案草稿はそのような分類を採用していない。

もともと、中央政府が個人情報に分類を設けて、分類により異なる規制を設定することを想定した規定もあり、今後そのような分類が採用される可能性は排除されていない。

(3) みなし同意

2022 年法案草稿は、個人情報の情報主体が、個人情報の取扱いについて同意をしたとみなされる場合について規定している(8 条)。

同意が提供されたと事実上同視できる状況や、正当な利益が存する場合は主に想定されており、例えば、情報主体が個人情報を自発的に提供しており、かつ提供することが合理的に予測される場合、情報主体への法律上の役割の履行やサービス・利益の提供、生命健康等の危険が差し迫る場合の医療的緊急事態、伝染病発生時の医療提供、災害時等の安全確保、判決・命令の遵守、雇用関係の管理、公共の利益の存在などが、同意をしたとみなされる場合として挙げられている。

「公共の利益」には、合併買収などの組織再編・統合行為、クレジットスコアリング、債権回収なども含まれている点が注目される。また、中央政府は、個人情報の取扱いについて同意があるとみなされる場合を追加的に指定することができるかとされている。

(4) 個人情報の情報主体の権利

個人情報の情報主体の権利として、情報受託者に自身の個人情報が取り扱われているかの確認を求める権利、取扱いの概要を求める権利(12条)、訂正・削除等を求める権利(13条)、不服申告の権利(14条)、死亡・不能の場合に権利行使する者の指定の権利(15条)などが認められている。

(5) 情報受託者の義務

個人情報の情報受託者には、個人情報の保護を実効化すべく、様々な義務が課せられる。

具体的な義務としては、デジタル個人情報保護法の遵守確保(9条1項)、情報主体に影響するような決定に個人情報が利用される場合や他の情報受託者に開示される可能性がある場合に個人情報が正確であることを担保するための合理的な努力(9条2項)、適切な技術的・組織的措置の導入(9条3項)、合理的なセキュリティ措置の導入による個人情報保護(9条4項)、違反の際の当局・情報主体への通知(9条5項)、個人情報が不要になった際の利用停止・削除(9条6項)、情報管理担当者の設置・周知(9条7項)、情報主体の同意のもとでの情報の移転(9条8項)などが規定されている。

(6) 重要情報受託者の義務

2022年法案草稿は、重要情報受託者(significant data fiduciary)という分類を想定しており、どのような者がこれに該当するかは、取り扱われる個人情報の規模・性質、公共への影響なども考慮して、中央政府によって定められるものとしている(11条1項)。

重要情報受託者は、Data Protection Officer という役職をインド国内に設置しなければならない。また、法令順守を評価する Independent Data Auditor の設置も必要となる。さらには、個人情報の保護への影響についての評価(Data Protection Impact Assessment)や定期的な監査の実施も求められている(11条2項)。

(7) 情報の移転

個人情報の移転には、原則として当該個人情報の情報主体の同意が必要とされている(9条9項)。また、個人情報の国外への移転については、中央政府が特定の国や地域について、個人情報の移転が認められるための条件を指定することができるかとされている(17条)。

従前の法案においては、特に国外移転についてセンシティブ個人情報や重大個人情報といった分類を設けて規制がされることなどが検討されていたが、この点については法律成立後の議論に委ねられることになったといえる。

(8) 未成年の個人情報

未成年の個人情報の取扱いについては、追加的な規制が設けられている(10条)。

具体的には、親・保護者の同意が必要とされているほか、未成年に危害が生じるような取扱いが禁じられており、また、トラッキング、行動モニタリング、ターゲティング広告も禁じられている。

(9) 個人情報保護委員会

個人情報保護に関する違反等を裁定する政府機関として、個人情報保護委員会(Data Protection Board of India)の設立が想定されている(19条)。

(10) 適用除外

2022年法案草稿上、一定の場合における、個人情報の情報受託者の義務、情報主体の権利等、情報の移転規制についての適用除外規定が設けられている(18条)。

具体的には、法的な権利や主張の執行のために必要な場合、インドにおける裁判所等の機関において司法・準司法機能の履行のために必要な場合、法令違反の防止・調査・執行を目的とする場合、インド国外の情報主体の個人情報の処理がインド国外の者との契約に基づいてインドに所在する者によって取り扱われる場合(アウトソース事業を想定するものと思われる。)などが、適用除外の場合として規定されている。

また、中央政府が、国益その他の公共秩序の維持や調査・統計などに必要な場合などに、その他の適用除外を定めることができるとされている。さらに、中央政府は一定の情報受託者を指定して適用除外を定めることもできるとされている。

3. 今後の見通し

2022年法案草稿は、従前の法案に比べれば簡素だが、現行法であるIT法に基づく規制に比べれば、より包括的・詳細な内容となっており、インドにおける個人情報の保護および事業者の活動への影響の透明性の確保には資するものと言えそうである。

もっとも、多くの論点について政府が追って指定することが想定されており、法律として成立したとしても、それらの政府の指定の内容によっては、規制の範囲が大きく異なる可能性を残すものとなりそうである。また、同法案は、未だ草稿の段階であり、従前の法案における経緯に鑑みても、インドの国会に提出されるまで、また、インドの国会における審議の中でも、規制内容に修正が加わる可能性は十分にあるように思われる。

そのため、現時点で2022年法案草稿に対する具体的な対応は必要ないと思われるものの、今後の動向には引き続き注視する必要がある。

【インド】

弁護士 琴浦 諒

弁護士 大河内 亮

II. 【メキシコ】メキシコの Fintech 法

1. はじめに

メキシコで 2018 年 3 月 9 日に金融技術機関を規制する法律 (*Ley para Regular las Instituciones de Tecnología Financiera*¹)。以下「Fintech 法」または「法」という。)が制定されて久しい。下記 2. で述べる事情もあり、メキシコの Fintech 産業は外国企業にとって魅力的であると同時に参入は著しく困難ではないものとも思われる。さらに、下記 3. に記載のとおり、Fintech 法はいわゆるサンドボックス制度を採用しており、革新的事業を推奨しているともいえる。本稿では、メキシコの Fintech 産業への参入を検討している日本企業の一助になればと思い、Fintech 法の概要について、メキシコの金融事情を踏まえて解説する。

2. メキシコの金融事情

メキシコでは伝統的に支払・決済が現金によりなされており、国立統計地理情報院 (*Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática*、通称「INEGI」。)の 2021 年の資料によれば 501 メキシコペソ (約 3,500 円²)以上の支払においては約 8 割が現金でなされており、500 メキシコペソ以下の支払においては約 9 割が現金でなされている³。また、世界銀行によれば、そもそも成人の 4 割程度しか銀行口座を保有していない状況にあった⁴。

上記の状況には大きな改善の余地があるものの、一方でこれは大きな事業機会があることも意味する。支払・決済システムの整備が進んでいなかった国や地域において突如急速にキャッシュレス化が進展するということは他の法域で見られた現象である⁵。

加えて、メキシコ政府は Financial Inclusion (“*Inclusión Financiera*⁶”)の推進を続けており⁷、Fintech 法も Financial Inclusion を基本原則の一つとする⁸。したがって、国の方針はよりアクセスしやすい金融サービスの発展を後押しするものであると思われる。

さらに、メキシコは伝統的に外国からの自国への投資を奨励してきており、外国投資法 (*Ley de Inversión Extranjera*) 上の規制は他の国と比較して緩く、外資規制上の問題が生じることはあまり多くない⁹。外国投資に関連して、2020 年 7 月には、経済省 (*Secretaría de Economía*) と INEGI がメキシコの各種の統計データや産業に関するデータを統合して検索できるようにした情報サイトである DataMéxico¹⁰を公開した。また、2020

1 原文は[こちら](#)で確認可能である。

2 1 メキシコペソ=7 円で計算した。

3 INEGI, 「[ENCUESTA NACIONAL DE INCLUSIÓN FINANCIERA \(ENIF\) 2021](#)」

4 World Bank Group, 「[Expanding Financial Access for Mexico's Poor and Supporting Economic Sustainability](#)」, April 9, 2021 および World Bank Group, 「[Mexico to Accelerate Path to Financial Inclusion](#)」, June 23, 2016.

5 Brian A. Wong, Maria Monica Wihardja, 「[What can Indonesia learn from China's digital economic transformation?](#)」 (World Bank Group), February 24, 2022

6 “*Inclusión Financiera*”とは、INEGI, 「[ENCUESTA NACIONAL DE INCLUSIÓN FINANCIERA \(ENIF\) 2021](#)」によれば「消費者保護制度を保証しつつ金融教育を促進する適切な規制の下で、正規の金融サービスへのアクセスおよび利用を可能とすること」である。

7 World Bank Group, 「[Expanding Financial Access for Mexico's Poor and Supporting Economic Sustainability](#)」, April 9, 2021 および World Bank Group, 「[Mexico to Accelerate Path to Financial Inclusion](#)」, June 23, 2016.

8 法 2 条

9 メキシコの外国投資規制については「[【メキシコ】外国投資規制\(1\)-総論及び制限される投資類型-\(2021年6月号 pp4-8\)](#)」を参照。

10 <https://datamexico.org/en>

年 11 月には、経済省が外国投資家によるメキシコへの投資や外国企業によるメキシコ進出に必要な手続等をまとめた情報サイトである Invest In Mexico¹¹を公開した。これらの情報サイトが設けられたことから、メキシコ政府は依然として外国からの自国への投資を奨励する姿勢であると思われる。

3. Fintech 法の概要

Fintech 法は、Instituciones de Tecnología Financiera¹²が提供する金融サービス、その組織、運営および機能ならびに革新的手段により提供または実施される特別な規制の対象となる金融サービスを規制しており¹³、七編に分かれ、全部で 145 条設けている。具体的には下記のとおりである。

- 第一編 目的、定義および解釈指針等
- 第二編 ITF およびその事業運営
 - 第一章 クラウドファンディング
 - 第二章 電子決済
 - 第三章 暗号資産
- 第三編 総則
 - 第一章 認可
 - 第二章 ITF に対する規制および監督等
 - 第三章 ITF に対する認可の一時停止および取消し
 - 第四章 検査、調査、監督および情報交換等
 - 第五章 業界団体
- 第四編 サンドボックス制度および暗号通貨取引
 - 第一章 サンドボックス制度
 - 第二章 既に規制に服している業者による新規事業
 - 第三章 暗号通貨取引
 - 第四章 その他の義務および一時認可の取消し
- 第五編 金融イノベーショングループ
- 第六編 行政処分および刑事責任
 - 第一章 行政罰
 - 第二章 刑事責任
- 第七編 届出等

第三編に関して、ITF として組織し事業を営むためにはクラウドファンディング機関であるか電子決済資金機関であるかを問わず当局の認可を得ることが必要である¹⁴。第三編はいわゆる暗号資産(*Activo Virtual*¹⁵)に

11 <https://www.economia.gob.mx/invest-in-mx/>

12 直訳すると「金融技術機関」であり、ITF と略称される。法 4 条 16 号は ITF を「Fintech 法により規制される金融技術機関(クラウドファンディング機関および電子決済資金機関)」と定義している。

13 法 1 条

14 法 12 条、15 条および 22 条

15 法 30 条は暗号資産を「あらゆる種類の法律行為の支払手段として公衆によって使用される電磁的に記録された価値の表章であり、その移転が電磁的手段によってのみ行われるもの」と定義するとともに、「暗号資産は、法定通貨、外国通貨または法定通貨もしくは外国通貨建てのその他の資産ではない」と規定している。

についても定めている。ITF が暗号資産の取引をする場合にも当局の事前の認可が必要であり¹⁶、取引、運用やその対象となる暗号資産について当局の指定や制約等が予定されており¹⁷、また顧客への開示や説明の義務も定められている¹⁸。そのため、メキシコ政府および Fintech 法は概ね Fintech の発展を奨励・促進する姿勢であると思われる反面、暗号資産の取引については厳しく規制している印象である。

第四編に関して、Fintech 法の大きな特徴の一つとしていわゆる「規制のサンドボックス制度」を採用しており、具体的には、新たな様式の金融サービス提供を試みる事業者のために、期限付き(2 年以内)の条件付き一時認可がなされる¹⁹。

4. 他の関連法

本項では、Fintech 法の概要について解説したが、他の法域と同様にメキシコでも金融サービスは複数の法と規則により規制されている。例えば、支払・決済については支払システム法(*Ley de Sistemas de Pagos*²⁰)や金融サービスにおける透明性および秩序維持に関する法律(*Ley para la Transparencia y Ordenamiento de los Servicios Financieros*²¹)等の法律に加え、関連規則も存在する。また、金融サービスの提供にあたっては、いわゆる AML 法である違法資源取引の防止および特定のための連邦法(*Ley Federal para la Prevención e Identificación de Operaciones con Recursos de Procedencia Ilícita*²²)とその関連規制も遵守する必要がある。いずれについても、別稿において解説する予定である。

【メキシコ】 弁護士 西山 洋祐

16 法 30 条

17 法 31 条から 33 条および 88 条

18 法 34 条

19 法 80 条

20 原文は[こちら](#)で確認可能である。

21 原文は[こちら](#)で確認可能である。

22 原文は[こちら](#)で確認可能である。

III.【タイ】欠陥製品責任法案の承認

1. はじめに

2022年11月22日、タイ内閣は、消費者保護委員会事務局(the Office of the Consumer Protection Board)により提案された欠陥製品責任法(Liability for Defective Goods Act)の草案(以下「本法案」という。)を大筋で承認した。

タイには既に日本の製造物責任法に相当する非安全製品責任法(Liability for Damage Arising from Unsafe Goods Act B.E. 2551(2008))が存在し、非安全製品の欠陥から人に対する物的、身体的または精神的損害が発生した場合における、製造者、製造発注者、輸入者および販売者の厳格責任を規定している。

これに対して、本法案は事業者(business operator)が消費者(consumer)に販売した製品に欠陥があり、その製品自体に損害が発生した場合の事業者の責任を規定している点で、非安全製品責任法と区別される。

本法案は、最新のテクノロジーの集合体である現代の製品について、消費者において製品の欠陥が引渡時から存在したと立証することが事実上不可能となっているという実情に鑑み、製品の引渡日から2年以内に欠陥が発生した場合に事業者が厳格責任を負わせる上で、さらに引渡日から1年以内に欠陥が発生した場合には引渡後の欠陥発生について事業者が立証責任を転換し、消費者保護を図ろうとするものである。

2. 本法案の概要

(1) 適用対象

本法案は、事業者が消費者に対して以下の製品を引き渡した時点で既に存在し、引渡日から2年以内に発生した欠陥について、事業者が当該欠陥を認識していたか否かを問わず、責任を負うことを定めている。

- ① 電気製品
- ② 電気装置
- ③ 自家用車および自家用バイク
- ④ その他将来欠陥製品責任法に基づき法令に定められる製品

本法案において、事業者とは、①販売目的で製品を製造する者(およびその製造発注者)、②販売目的でタイ国内に製品を持ち込む荷受人および輸入者、③製造者(およびその製造発注者)ならびに輸入者が特定できない場合における販売者および割賦販売を行う者を指す。

また、本法案において、消費者とは、事業者から製品を購入する者および割賦購入する者を指し、製品の購入者および割賦購入者からの譲受人および承継人を含む。

ただし、中古品または現状有姿であることが販売者(割賦販売契約による場合を含む。)により明示されている場合の購入および割賦購入には適用されない。

(2) 消費者の権利

事業者が本法案に基づき消費者に対し責任を負うことになる場合、消費者は、事業者に対し、(i)製品の修理または交換を求める権利、(ii)既に支払った金銭につき製品の価格の値下げを求める権利、(iii)契約を終了する権利を有する。

なお、消費者は、上記(i)から(iii)の権利を事業者に対する損害賠償請求権に影響を与えない形で行使することができ、消費者・事業者間の契約の中で本法案の規定と抵触して消費者に不利または負担を課す条項は無効とされる。

(3) 事業者の免責

(a)消費者が製品の購入時に当該欠陥を知っていた場合、(b)当該欠陥が事業者の同意を得ずに消費者が製品に変更を加えたことにより発生した場合、または(c)消費者がユーザーマニュアルに従って製品をメンテナンスしなかった場合には事業者は免責される。

(4) 立証責任の転換

本法案においては、製品の引渡日から1年以内に欠陥が発見された場合、当該製品に引渡時から欠陥があったものと推定するという立証責任の転換規定が設けられている。したがって、欠陥が製品の引渡日から1年以内に発見されたことが証明された場合、事業者が免責されるためには、当該欠陥が製品の引渡後、上記(3)(b)または(c)など、消費者の製品の利用によって当該欠陥が生じたものであることを立証する責任を負うこととなる。

この点については既に実業界から反対の声が多く上がっており、本法案の成立にあたっての重要な論点となることが見込まれている。

3. 結語

本法案は未だパブリック・コメントの収集段階であり、国会で可決され、施行されるまでにはまだ時間を要する見込みであるが、施行された際には、タイで活動する多くの日本企業にとって影響の大きいものとなることが見込まれるため、今後の動向に注目である。

【タイ】

弁護士 安西 明毅

弁護士 木曾 誠大

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康 (ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com